

生活福祉資金貸付制度について

厚生労働省
社会・援護局 地域福祉課

生活福祉資金貸付制度の位置づけ

- 生活福祉資金貸付制度は、「低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする。」事業として位置づけ。(生活福祉資金貸付制度要綱：H2. 8. 14：厚生事務次官通知)
- 社会福祉法第2条第2項第7号において「第一種社会福祉事業」、「生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業」と規定(昭和26年社会事業法制定当時より規定)。
- 戦後激増した低所得世帯の自立更生のため、昭和30年に民生委員の指導・援助の一環として資金貸付を行う世帯更生資金貸付制度が創設される。その後、高齢者、身体障害者等に対象を拡大するとともに資金種類も拡充し、平成2年、在宅福祉推進の観点から、名称も生活福祉資金貸付に変更。平成19年度には、要保護世帯向け長期生活支援資金の創設及び多重債務防止のための緊急小口資金の貸付限度額の引き上げを実施。
- 実施主体は都道府県社会福祉協議会であり、市町村社会福祉協議会を借入窓口としている。

生活福祉資金の効果等

特 徴	具 体 的 内 容
<p>① 世帯の生活基盤の確保と生活保護受給に至らない又は生活保護からの脱却機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 低所得世帯が生活保護に至らないための支援として、民生委員による見守り発見と適切な援助指導を行うことにより経済的自立及び生活意欲の助長促進を図っている。 ○ 被保護者が更生資金の生業費を借り入れることで、事業を開始し生活保護から脱却すること等を可能としている。
<p>② 社会・経済問題に対しての機動的・即応的機能</p>	<p>以下のような問題に対応している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カネミ油症患者に対する貸付の特例措置（昭和45年度） ・ スモン患者世帯に対する貸付の特例措置（昭和53年度） ・ 障害者自動車購入費の創設（平成元年） （消費税導入による自動車の物品税廃止に伴う負担増に伴う措置） ・ 阪神・淡路大震災により被災した世帯に対する貸付の特例措置（平成6年度） ・ 新潟中越地震により被災した世帯に対する貸付の特例措置（平成16年度） 等
<p>③ 地域生活継続の支援機能</p>	<p>民生委員による生活ニーズの把握とともに市町村社協の福祉専門職による各種ニーズに対応するべく生活に密着した生活支援機能を備えている。</p> <p>また、在宅福祉を推進する観点から、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護サービス等を受けるのに必要な経費を貸付ける療養・介護等資金 ○ 障害者等が福祉用具等の購入に必要な経費を貸付ける障害者等福祉用具購入費等を設け在宅高齢者や障害者の需要にも応えている。

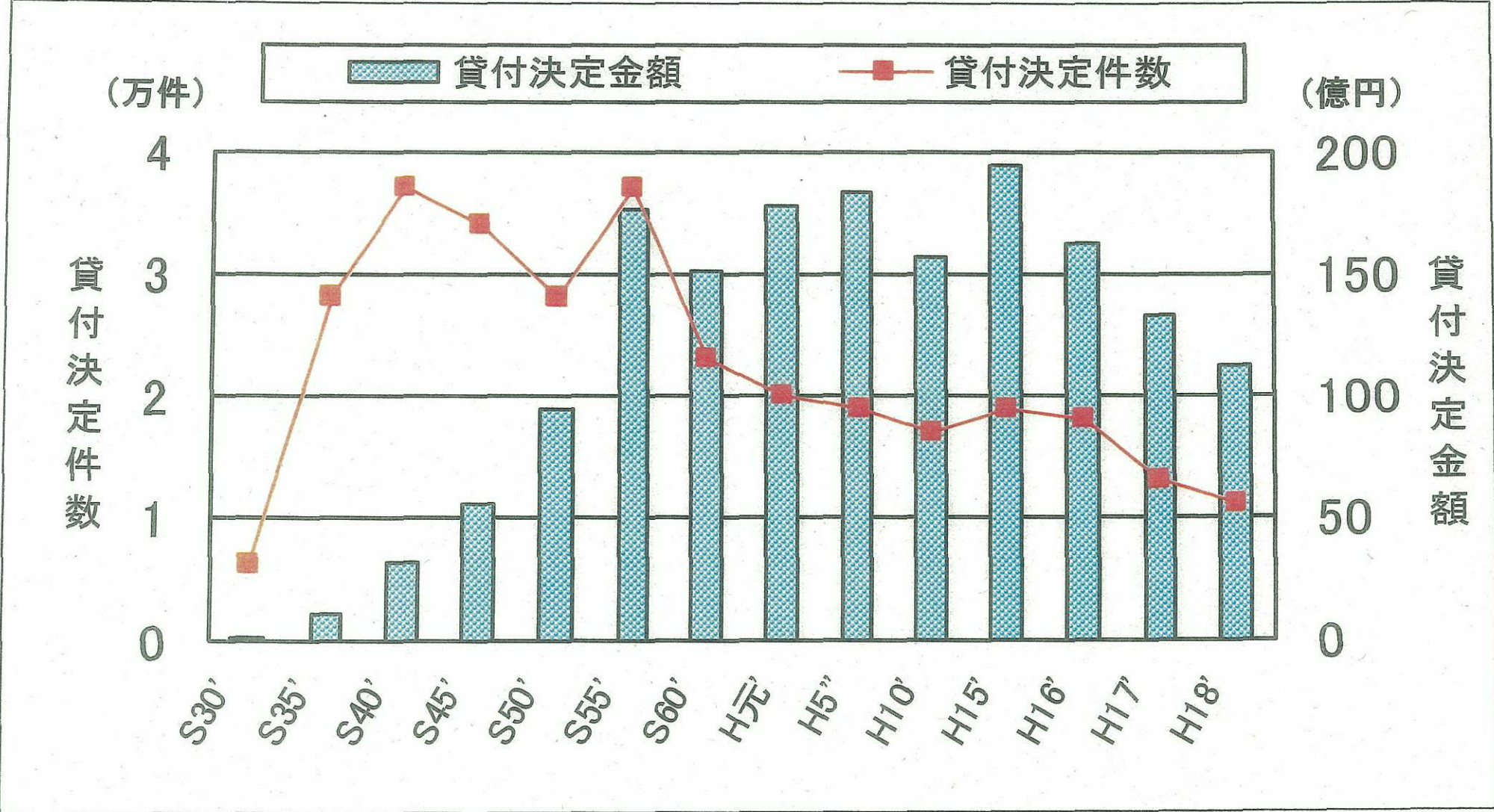
生活福祉資金の現状と課題

現 状 と 課 題

- 平成18年度における貸付状況は、貸付件数が11,034件、貸付金額は112.6億円となっているが、近年は漸減傾向にある。(P4, 5, 13参照)
- 漸減の要因としては、
 - (1) 貸付制度が民生委員の援助指導等の関与、連帯保証人を必要とする等の貸付条件の厳しさ、申請から貸付決定までの審査期間に時間を要すること等、消費者金融機関に比べ手続きが煩雑であること。(P11参照)
 - (2) 一方、市中における消費者金融が市民のニーズ(利便のみを追求した手軽な借金)に即時に対応しているため、本制度対象者である低所得者が消費者金融を利用し、当該資金の貸付手続きに至らないこと。(P14参照)
 - (3) その他、制度運用上、①滞納債権の増加により貸付審査基準を厳格に設けている、②他法他施策の優先を徹底している、③当該制度の活用を行っていない民生委員がいること等の要因が挙げられる。
- 都道府県別貸付件数にはばらつきがあり、低所得者対策として積極的に資金の活用を図っていないと考えられる県がある。近年、自治体の財政歳入不足に伴う対応策として、社会福祉協議会に対し当該貸付原資を返還させ、貸し渋りを招き、需要に対応しきれない都道府県が見受けられる。(P15, 16参照)

貸付決定状況の推移

○ 制度創設当初、新たな資金種類の創設を重ね貸付決定件数が伸びていたが、昭和55年以降は漸減傾向で推移している。

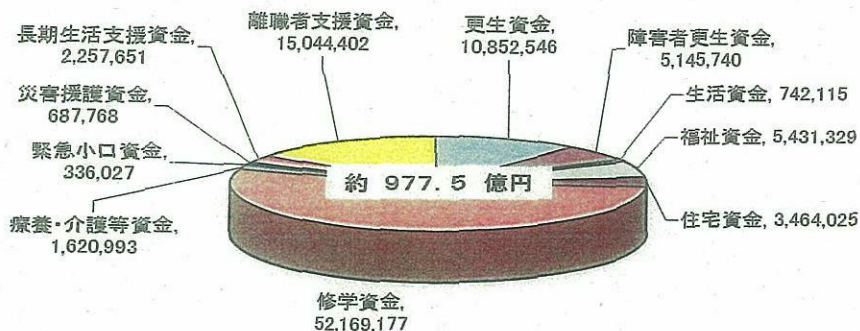


平成18年度末現在における貸付中状況(各資金種類別)

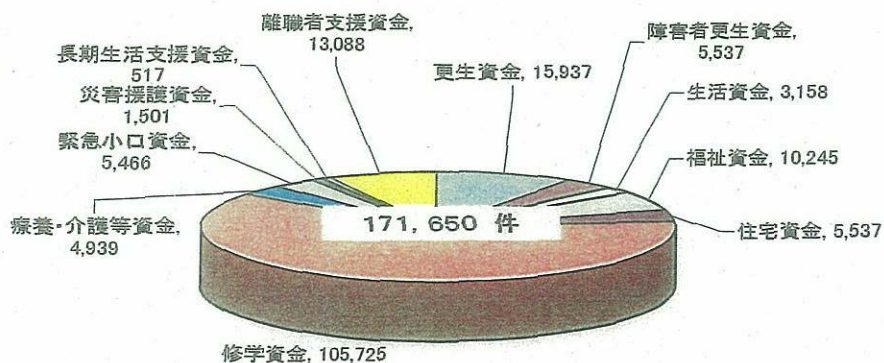
- 修学資金(無利子貸付)が、貸付中件数、金額とも全体の過半数を占めている。
- 貸付中件数が多い資金は、修学資金に続き、更生資金、離職者支援資金、福祉資金の順になっている。

地域福祉課調べ

平成19年3月31日現在 貸付中金額(単位:千円)



平成19年3月31日現在 貸付中件数(単位:件)



資金種類	平成19年3月31日現在 実績			
	(千円)	(割合: %)	(件)	(割合: %)
更生資金	10,852,546	11.1%	15,937	9.3%
障害者更生資金	5,145,740	5.3%	5,537	3.2%
生活資金	742,115	0.8%	3,158	1.8%
福祉資金	5,431,329	5.6%	10,245	6.0%
住宅資金	3,464,025	3.5%	5,537	3.2%
修学資金	52,169,177	53.4%	105,725	61.6%
療養・介護等資金	1,620,993	1.7%	4,939	2.9%
緊急小口資金	336,027	0.3%	5,466	3.2%
災害援護資金	687,768	0.7%	1,501	0.9%
長期生活支援資金	2,257,651	2.3%	517	0.3%
離職者支援資金	15,044,402	15.4%	13,088	7.6%
合計	97,751,774	100.0%	171,650	100.0%

生活福祉資金の今後の対応

今後の対応

利用の促進と貸倒れ抑制の両立

- 低所得者の資金需要を踏まえ、
 - (1) 地域社会の様々なニーズに応じ単なる貸付けではなく専門職による自立生活プラン策定を行う等、総合的相談支援機能を付加した貸付事業への転換
 - (2) 資金種類の新設又は簡素化、包括化利用手続きの簡便化
 - (3) 特に多重債務の予防・悪化の防止のため、事前相談や事後モニタリングの充実（債務整理等に関する研修、弁護士会等との連携強化等）等（多重債務問題改善プログラム：H19.4.20：多重債務者対策本部決定）をさらにおこなうとともに、制度内容を周知し、積極的な活用を促す必要がある。
- 低所得者の資金需要に的確に対応できるよう、民生委員、社会福祉協議会、福祉事務所等を含む関係機関の間で緊密な連携をとるとともに、都道府県に本事業の必要性について再認識を求め、積極的な事業支援を促す必要がある。
- 貸倒れ抑制を図る観点から、償還指導の徹底、償還を促進するための社会福祉協議会機能を充実し、確実な債権回収を行うとともに、償還免除の対象となる債権を処理する必要がある。

参 考 资 料

生活福祉資金の制度概要

【創設年度】

昭和30年度

【目的】

低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする。

【実施主体】

都道府県社会福祉協議会

【貸付対象】

- 低所得者世帯 必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯（市町村民税非課税程度）
- 障害者世帯 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の属する世帯
- 高齢者世帯 日常生活上療養又は介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯
- 失業者世帯 生計中心者の失業により生計の維持が困難となった世帯

【貸付資金の種類】

更生資金（生業費、技能習得費）、福祉資金、修学資金、療養・介護等資金、災害援護資金、離職者支援資金、長期生活支援資金、緊急小口資金、要保護世帯向け長期生活支援資金（計9種類）

【貸付金利子】

年3%

- ①修学資金、療養・介護等資金は無利子
- ②長期生活支援資金及び要保護世帯向け長期生活支援資金は年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率

生活福祉資金貸付条件等一覧(1)

資金の種類		貸付条件			
		貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子
低所得世帯又は障害者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金					
更生資金	生業費 ・低所得世帯に属する者又は障害者が生業を営むのに必要な経費	(低所得世帯) 2,800千円以内	12月以内 ※3	7年以内	年3%
		(障害者世帯) 4,600千円以内	18月以内 ※3	9年以内	
技能習得費	・低所得世帯に属する者又は障害者が生業を営み、又は就職するために必要な知識、技能を習得するのに必要な経費及びその技能習得期間中の生計を維持するために必要な経費	(低所得世帯) 1,100千円以内 ※1	6月以内	8年以内	
		(障害者世帯) 1,300千円以内 ※1			
低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金					
福祉資金	福祉費 ・結婚、出産及び葬祭に際し必要な経費 ・機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るための用具の購入等を行うのに必要な経費 ・住居の移転等に際し必要な経費及び給排水設備、電気設備、暖房設備を設けるのに必要な経費 ・住宅を増築、改築、拡張、補修、保全又は公営住宅を譲り受けるのに必要な経費 ・低所得世帯に属する者又は障害者が就職又は技能を習得するために必要な支度をする経費(支度費) ・その他、低所得世帯が日常生活上一時的に必要な経費	500千円以内	6月以内 ※3	3年以内	年3%
	障害者等福祉用具購入費 ・障害者又は高齢者が日常生活の便宜を図るための高額な福祉用具等の購入等に必要な経費	1,200千円以内		6年以内	
	障害者自動車購入費 ・障害者が自ら運転する自動車又は障害者と生計を同一にする者が、専ら当該障害者の日常生活の便宜を図るために自動車の購入を行うのに必要な経費	2,000千円以内		10年以内	
	中国残留邦人等国民年金追納費 ・中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	4,704千円以内			
低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金					
修学資金	修学費 ・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	(高校)月35千円以内 (高専)月60千円以内 (短大)月60千円以内 (大学)月65千円以内	卒業後 6月以内	20年以内	無利子
	就学支度費 ・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	500千円以内			

生活福祉資金貸付条件等一覧(2)

資金の種類		貸付条件			
		貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子
低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金					
療養・介護等資金	療養費	1,700千円以内 ※2	6月以内	5年以内	無利子
	介護等費				
緊急小口資金	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得世帯に対し、次の理由により緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の資金 ・医療費又は介護費の支払等 ・給与等の盗難、紛失 ・火災等被災 ・その他これらと同等のやむを得ない事由によるとき 	100千円以内	2月以内	4月以内 ※(50千円を超える貸付けにあっては、据置期間経過後8月以内)	年3%
災害援護資金	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費として貸し付ける資金 	1,500千円以内	12月以内 ※3	7年以内	年3%
離職者支援資金	<ul style="list-style-type: none"> ・失業者世帯に対し、生計中心者が再就職するまでの間の生活資金を貸し付ける資金 	<ul style="list-style-type: none"> ・月200千円以内(単身世帯:月100千円以内) ・貸付期間:12月以内 	12月以内	7年以内	年3%
長期生活支援資金	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の評価額の70%程度 ・月300千円以内 ・貸付期間:※4 	-	借受人の死亡時など 貸付契約の終了時	年3%、又は 長期プライムレートの いずれか低い利率
要保護世帯向け 長期生活支援資金	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地及び建物の評価額の70%程度 ・生活扶助額の1.5倍以内 ・貸付期間:※4 	-	借受人の死亡時など 貸付契約の終了時	年3%、又は 長期プライムレートの いずれか低い利率

※1 法令等において知識・技能を習得する期間が6月以上と定めている場合は、3年の範囲内において6月を超える期間について月額150千円以内。

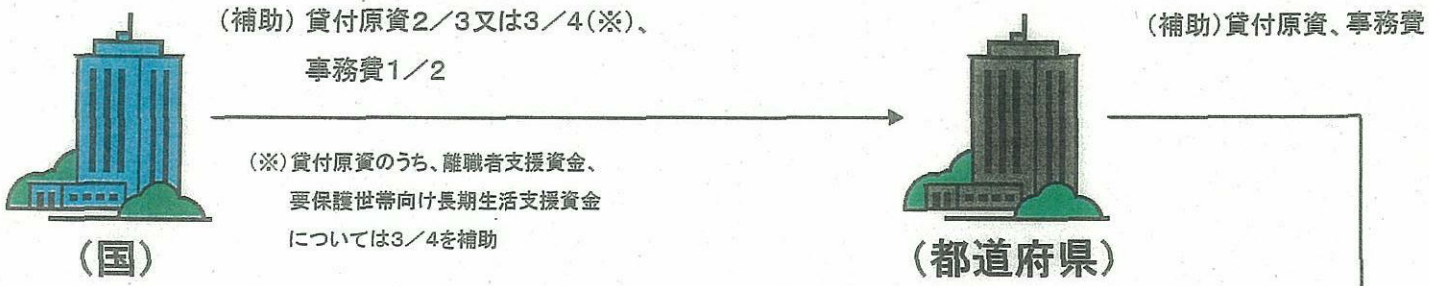
※2 療養期間が1年を超え1年6月以内の場合、又は介護サービス等を受けるのに必要な経費を負担することが困難であると認められる期間が1年を超え1年6月以内の場合であって、世帯の自立のために必要と認められるときは、2,300千円以内。

※3 災害を受けたことにより、生業費、福祉資金及び災害援護資金を貸し付ける場合は、当該災害の状況に応じ、据置期間を2年以内とすることができる。

※4 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間。

借入れ申込手続き等の流れ

補助金の流れ



④市町村社会福祉協会を経由して③で受理した書類を送付



市町村社会福祉協議会

都道府県社会福祉協議会



民生委員



本人



運営委員会

③送付(民生委員調査書を添付)

②調査

①申込(必要書類を提出)

⑥借用書提出

⑤貸付決定

⑦送金

A. 意見を聞く

B. 意見を付す

生活福祉資金の貸付状況平成18年度末現在

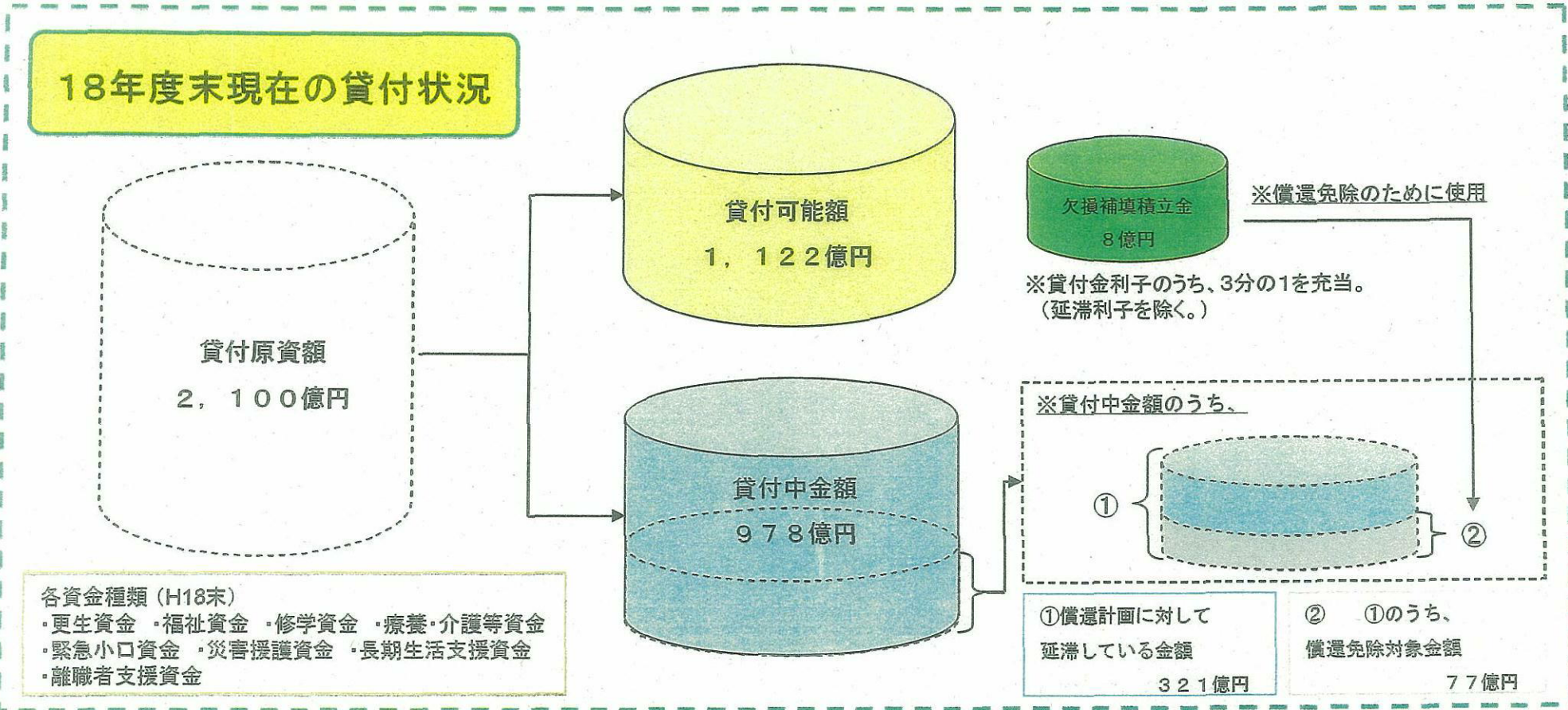
- 「貸付中金額」に対する「償還免除対象金額」の割合は約8%
- 平成18年度の「償還金収入」は「貸付金支出」を上回っており単年度では収支が安定している。

金額単位：億円

①貸付原資額 (平成18年度末)	②貸付中金額 (平成18年度末)	③貸付可能額 (平成18年度末)	④貸付金支出 (平成18年度中)	⑤償還金収入 (平成18年度中)	⑥貸付支出金額累積 (昭和30年～ 平成18年度末)	⑦償還計画に対して 延滞している金額 (平成18年度末)	⑧償還免除対象額 (平成18年度末)
2,100	978	1,122	96	100	5,150	321	77

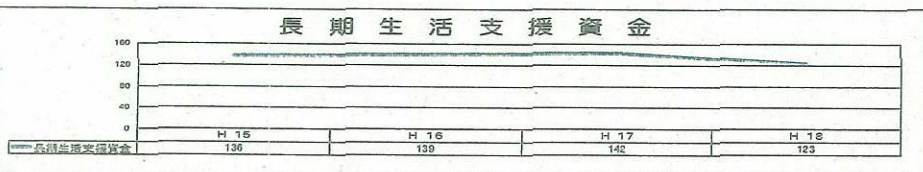
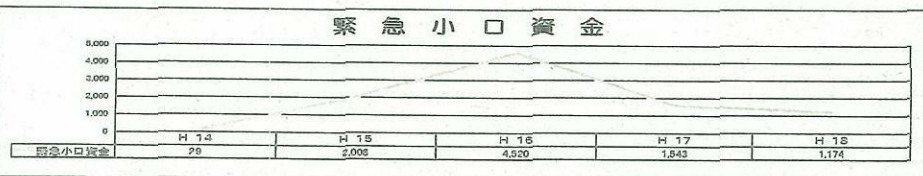
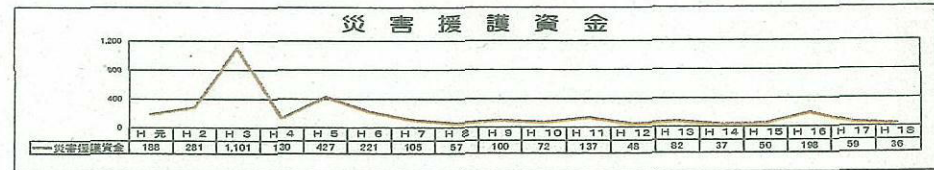
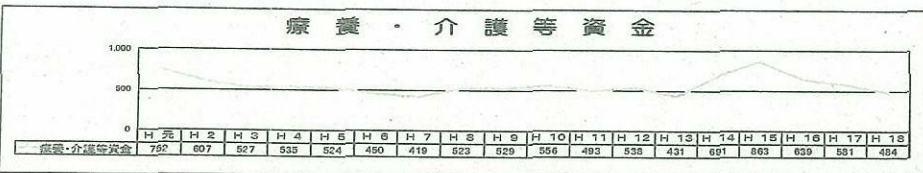
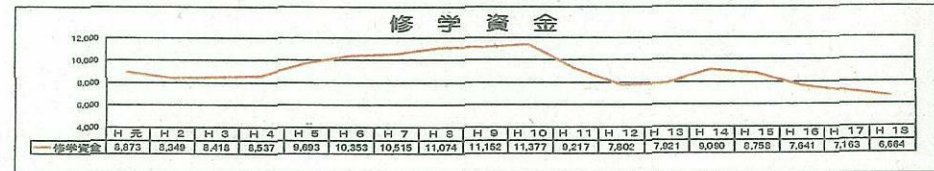
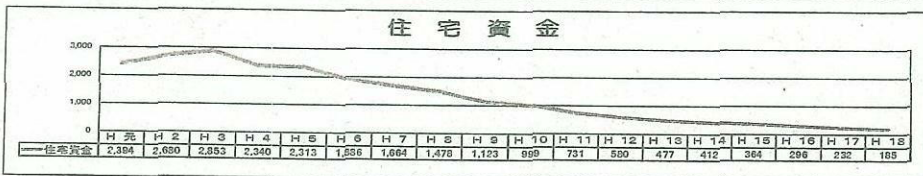
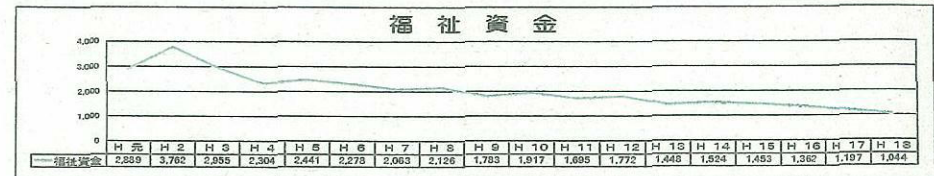
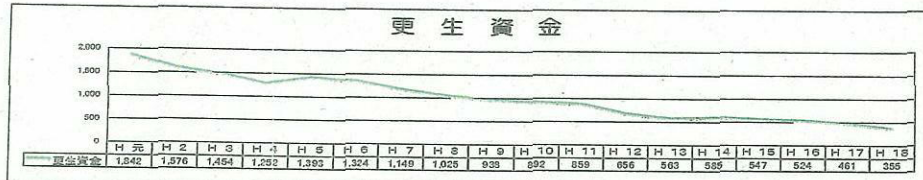
※⑥の6.2%

※⑦の内数



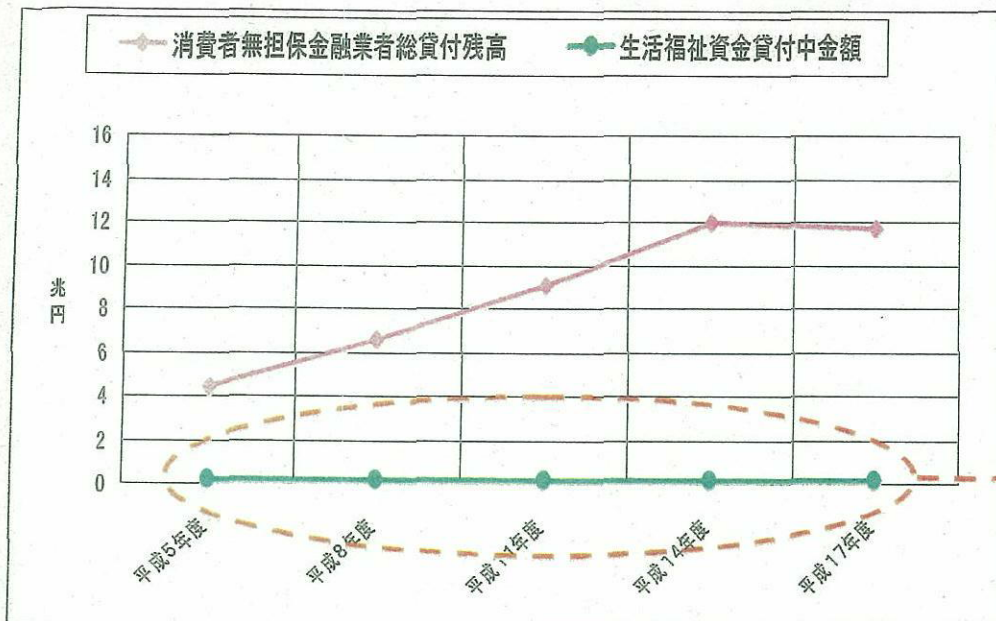
資金種類別貸付決定件数の推移

- 貸付件数の傾向としては、全体的に漸減傾向。
- 平成16年度に緊急小口資金の貸付決定件数が大幅に増加しているのは、新潟県中越地震による当該資金の特例措置を実施したため。
- 離職者支援資金の貸付決定件数の大幅減少の要因として考えられるものは、当該資金借受について各地で詐欺事件が発生したことに伴い貸付要件を見直したため。



※平成元年～平成18年の実績

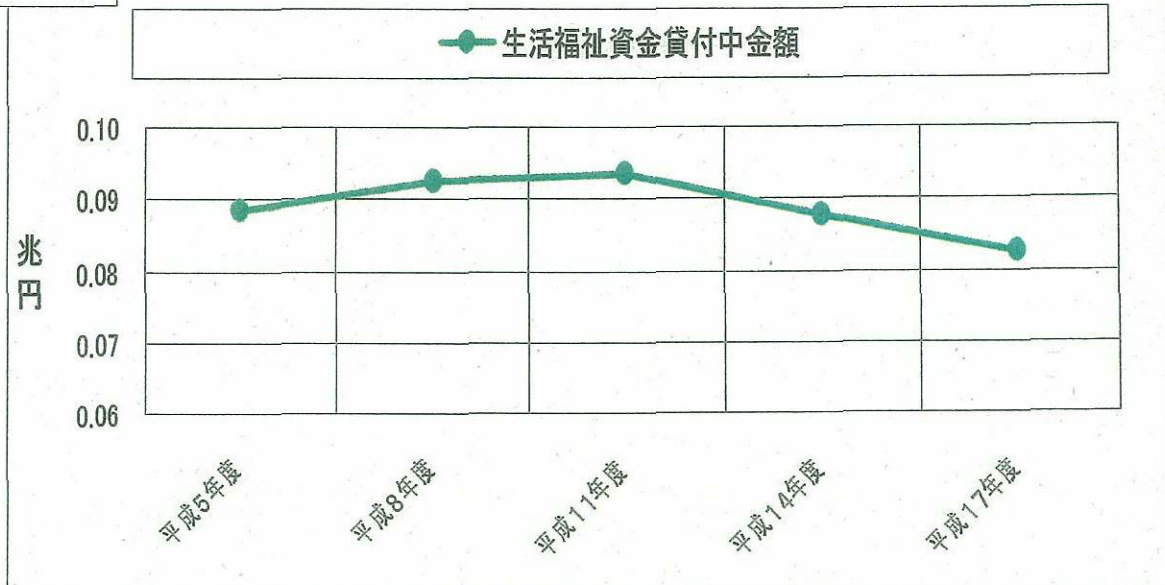
生活福祉資金貸付中金額と無担保金融業者総貸付残高の比較



○ 生活福祉資金貸付中金額の推移は、近年、漸減的な傾向が見られる。

○ 平成11年度から平成14年度にかけて消費者無担保金融業者総貸付残高は増加しているが、生活福祉資金貸付中金額は減少している。

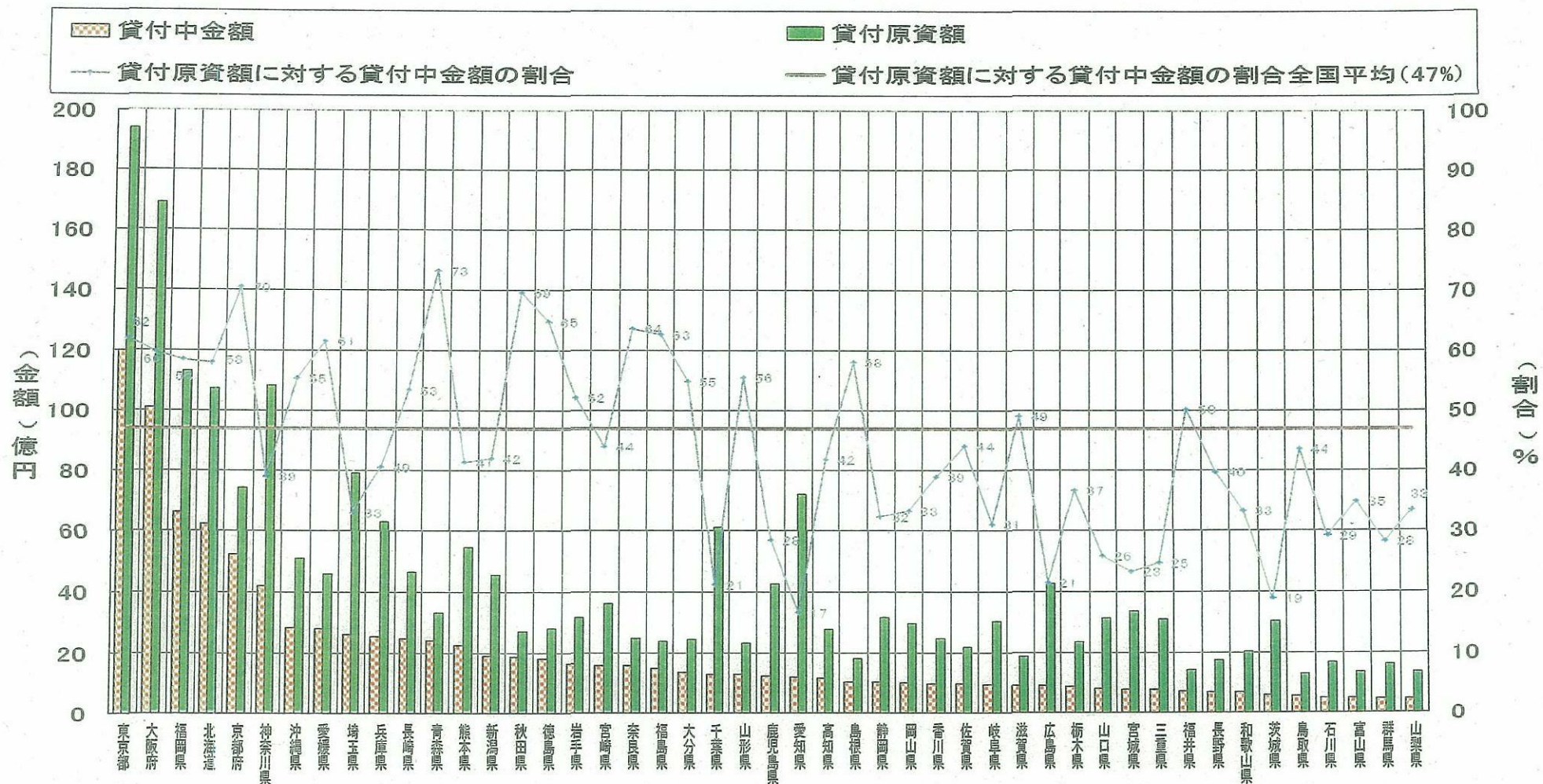
○ また、消費者無担保金融業者総貸付残高は生活福祉資金貸付中金額の規模を大きく上回っている。



※ 離職者支援資金及び長期生活支援資金の貸付中金額を除く。

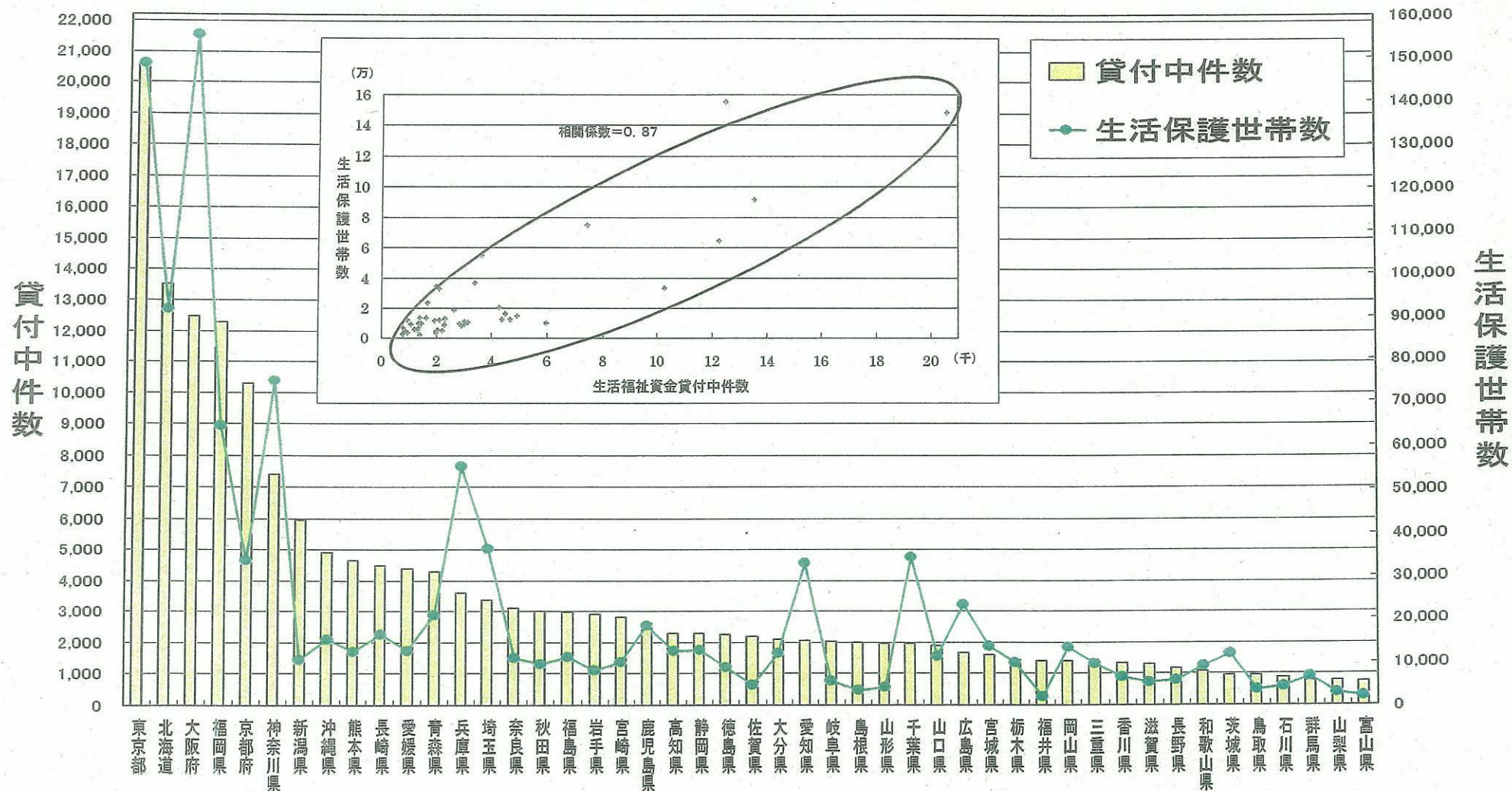
都道府県別貸付原資額及び貸付中金額の状況(平成18年度末)

- 貸付原資額に対する貸付中金額の割合が高い自治体... 1. 青森県(73%) 2. 京都府(70%) 3. 秋田県(69%) 4. 徳島県(65%) 5. 奈良県(64%)
- 貸付原資額に対する貸付中金額の割合が低い自治体... 1. 愛知県(17%) 2. 茨城県(19%) 3. 千葉県(21%) 4. 広島県(21%) 5. 宮城県(23%)



都道府県別 貸付中件数及び生活保護世帯数の相関(平成18年度末)

○ 生活保護世帯数が多い自治体は、概ね、生活福祉資金貸付中件数も多い。



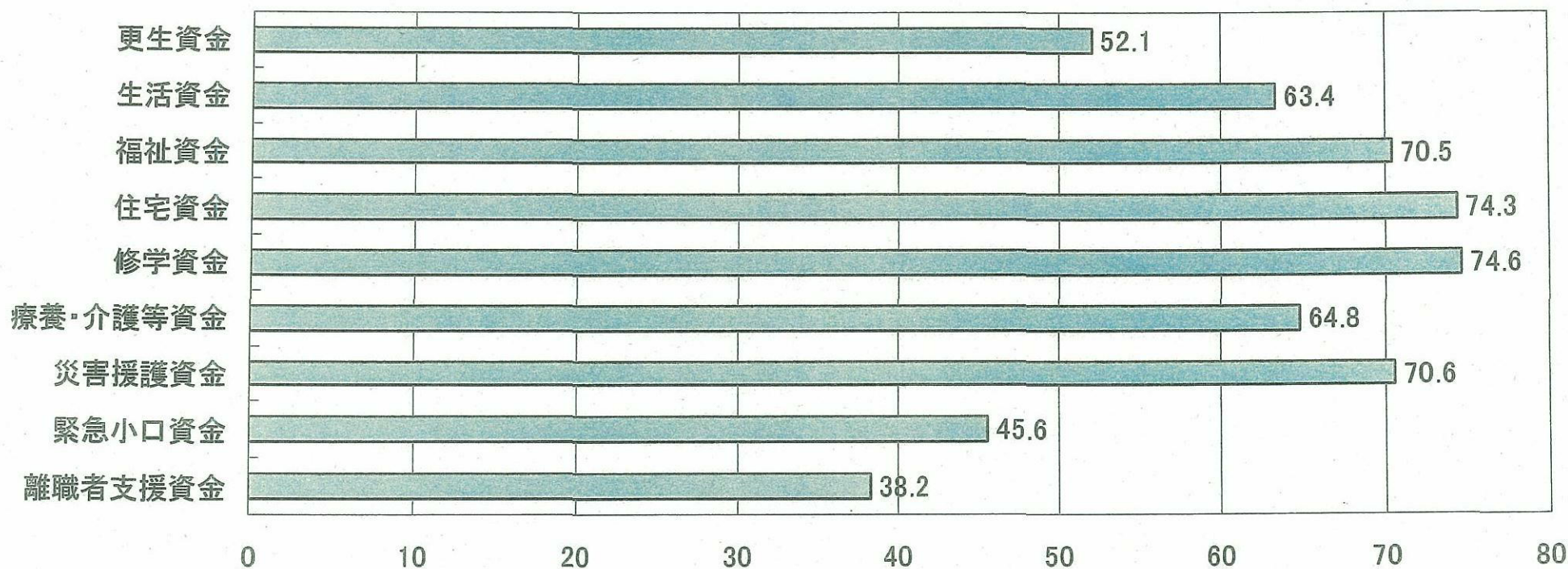
平成18年度における償還率(18年度償還計画額に対する償還済額の割合)

○ 平成18年度における償還率(償還計画額に対する償還済額の割合)は、約64%

※各資金別の償還率については以下のとおり。

平成18年度における各資金別の償還率(償還計画に対する償還済額の割合)

※全国社会福祉協議会調べ



※平成18年度償還計画額は約121億、そのうち償還済額は約77億円であるため、償還率は約64%

生活福祉資金の沿革(1)

昭和27年 (1952年)	<p>第7回全国民生委員・児童委員大会（滋賀県大津市）</p> <p>戦後激増した低所得者階層に対してその生活基盤を確保し、生活保護世帯へ至らないようにするため、適切な生活指導と必要な援助とを与える「世帯更生運動」を全国的な運動として展開する旨の「世帯更生運動実践申合決議」が採択される。</p>
昭和30年 (1955年)	<p>世帯更生資金貸付制度の誕生</p> <p>自立助長の貸付原資として1億円が計上され、創設当初は国と都道府県が、それぞれ2分の1ずつ負担して、都道府県社会福祉協議会に補助を行った。貸付の種類は、生業資金、支度資金、技能習得資金の3種類としていた。</p>
昭和32年 (1957年)	<p>生活資金の新設、医療費貸付制度の創設</p> <p>世帯更生資金貸付制度に生活資金（生活費、家屋補修費、助産費、葬祭費）が新設。また、同種の制度として、低所得者に対する医療費貸付制度が創設されたほか、従来の2分の1であった国庫補助率が医療費貸付制度と同様に3分の2まで引き上げられた。</p>
昭和36年 (1961年)	<p>身体障害者更生資金、住宅資金、修学資金の創設等</p> <p>医療費貸付制度が、世帯更生資金貸付制度に統合され、資金種類も更生資金（生業費、支度費、技能習得費）、生活資金に加えて、身体障害者更生資金、住宅資金、修学資金、療養資金の6種類となった。</p>
昭和37年 (1962年)	<p>災害援護資金の創設</p>
昭和47年 (1972年)	<p>福祉資金の創設</p> <p>従来の生活資金出産費、葬祭費、住宅資金転宅費を福祉資金に整理統合。</p>
平成元年 (1989年)	<p>福祉資金の中に身体障害者自動車購入費を追加</p>

生活福祉資金の沿革(2)

平成2年 (1990年)	<p>「世帯更生資金貸付制度」から「生活福祉資金貸付制度」へ名称変更</p> <p>在宅福祉を推進する観点にたつて日常生活上の要介護老人のいる世帯の所得制限の緩和、知的障害者世帯の所得制限の撤廃を行うとともに名称を変更。</p>
平成8年 (1996年)	<p>福祉資金の中に中国残留邦人等国民年金追納費を追加</p>
平成12年 (2000年)	<p>療養資金の対象者の拡大</p> <p>介護保険制度の施行に合わせ、介護保険サービスを受けるために必要な資金の貸付を行うよう、貸付対象を拡大した。療養資金は「療養・介護資金」に名称を変更。</p>
平成13年 (2001年)	<p>離職者支援資金の創設</p> <p>総合雇用対策の一環として失業者に対する離職者支援資金を貸し付ける制度を創設した。</p>
平成14年 (2002年)	<p>長期生活支援資金、緊急小口資金の創設</p> <p>低所得の高齢者世帯に対し、居住用資産を担保に生活資金を貸し付ける長期生活支援資金、低所得世帯における緊急かつ一時的な資金需要に応えることを目的とした緊急小口資金を創設した。</p>
平成18年 (2006年)	<p>療養・介護資金の対象者の拡大</p> <p>障害者自立支援法への対応を図るため、障害福祉サービス等受給のために必要な経費の貸付を行うよう貸付対象を拡大した。療養・介護資金は「療養・介護等資金」に名称を変更。</p>
平成19年 (2007年)	<p>要保護世帯向け長期生活支援資金の創設等</p> <p>要保護の高齢者世帯に対し、居住用資産を担保に生活資金を貸し付ける要保護世帯向け長期生活支援資金を創設した。また、多重債務を未然に防ぐ観点から緊急小口資金の貸付上限額を5万円から10万円に引き上げ、住宅資金を福祉資金に統合した。</p>